

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、E L t h i n k 株式会社と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1 コンピュータシステム、ネットワーク及びサーバその他の IT 環境の企画、設計、販売、貸付、構築、運用、保守
- 2 情報セキュリティに関するガイドライン策定支援、リスク管理、コンサルティング及び教育研修
- 3 インターネット等を利用した教育プログラム及び教材の企画、開発、提供、運営、ならびに、講師の派遣
- 4 IT コンサルティング業務
- 5 ウェブサイト、デジタルコンテンツの企画、設計、制作、運営、保守
- 6 企業のマーケティング戦略に関するコンサルティング業務
- 7 福祉施設の管理、設備保守、運営受託及び経営
- 8 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を静岡県浜松市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告を行えない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、10,000,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社は、その株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を要する。

(基準日)

第8条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

上記のほか、必要があるときは、取締役は、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主の氏名等の届出)

第9条 当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、当会社所定の書式により、氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

上記の届出事項を変更したときも、同様とする。

第3章 株主総会

(招集時期)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役が招集する。

(招集通知)

第12条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権行使することができる株主に対し、会日の1週間前までに発する。

(株主総会の議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役がこれに当たる。

取締役に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第15条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第16条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の資格)

第17条 取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会において、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

第5章 計算

(事業年度)

第20条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第21条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第22条 剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第23条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金1,000,000円とする。

当会社の成立後の資本金の額は、金1,000,000円とする。

(最初の事業年度)

第24条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から2026年9月30日までとする。

(設立時取締役)

第25条 当会社の設立時取締役は、次のとおりである。

設立時取締役 山崎 靖晃

(発起人の氏名ほか)

第26条 発起人の氏名、住所、設立に際して割当てを受ける株式数及び株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

山崎 靖晃 1,000,000株、金1,000,000円

(法令の準拠)

第27条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、E L t h i n k 株式会社設立のため、本定款を電磁的記録（電子定款）により作成したので、発起人は次のとおり電子署名する。

2025年11月7日

発起人 山崎 靖晃